

# 地域再生制度の概要

## ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

## ○ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）

地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針。

※地域再生基本方針の一部改正（平成29年8月1日閣議決定）  
地域未来投資促進法（企業立地促進法改正法）の施行等に伴う所要の改正。

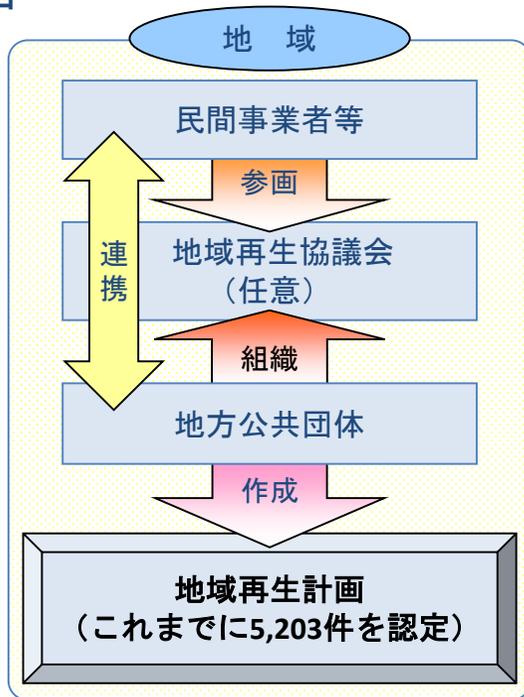
## ○ 地域再生計画

【認定基準】  
・地域再生基本方針に適合  
・地域再生の実現に相当程度寄与  
・円滑かつ確実な実施の見込み

計画申請は年3回  
申請から3月以内に認定

認定

支援



地域再生制度を活用すると府省横断的に様々な支援措置を活用できる。



## 主な支援措置メニュー

### ◆「地域再生計画」と連動

#### ■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

#### ■ それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —

等